

東海大学八王子病院における医療安全対策の基本方針

医療安全は病院運営の健全化に向けて重要なテーマの一つであります。現在日本医療機能評価機構が行っている病院機能評価においても“患者中心の医療”の中で、医療安全、感染対策が病院評価項目の筆頭に挙げられています。東海大学八王子病院ではこれまでに医療安全部門の再編、強化を行い、安全で安心な医療を提供できるような機能的なシステムの構築に邁進してまいりました。

当院の医療安全部門は医療安全対策室がコアとなり、その下に医薬品、医療機器、医療安全管理、感染防御の4つの専門分野で構成されています。さらに薬剤、輸血、ドレーン・チューブ、CV、内視鏡などのリスクの高い事象については、これを専門的に扱う作業部会を構成し、医療事故を未然に防ぐために様々な取り組みがなされています。

人間は誰でもミスをしします。極力間違いの無いように緊張しながら医療活動をしていても、やはり **Human error** の発生を避けることはできません。その中で大事に至らないように創意工夫することが重要です。小さなミスを見逃さないために、臨床現場で起きたインシデント・レポートの提出を促し、個々事例を詳細に検討し再発を防止することが現在のやり方です。当院でも毎月100件を超えるインシデント・レポートが提出され、毎週開催される医療安全会議で議論し再発予防策を検討し、それを実践しています。

一方、病院医療安全の質を上げるためには、教職員全体の医療安全意識を向上させることが重要です。東海大学では医療安全委員会、医療安全対策セミナー、リスクマネージャー会などを毎月、あるいは隔月で開催し、職種を超えた医療安全の教育に取り組んでいます。さらに本院では独自に緊急医療チーム勉強会、M&Mカンファランスなどを開催しております。

さらに、病院感染対策は医療安全管理において非常に重要です。当院でも医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師からなる感染対策チームを構成し、抗生剤耐性菌のモニタリングや、予防、発生時の迅速な対策を心掛けています。さらに流行感染症のサーベイランスや病院内での感染症の拡がりを防ぐための対策を実施しています。

当院の患者さんへの基本方針は以下の通りです。

1. 患者さんに安心して医療を受けられる体制を維持する。
2. 患者さんへのサービスに徹すること。
3. 患者さんへは常に質の高い医療を提供すること
4. 患者さんへ納得のいくまでの説明を行い、かつセカンドオピニオン制を導入する。
5. 環境整備には良好な体制の徹底を図り、治療に専念できるように敵的な院内巡回を実施すること。
6. 患者さんへはいついかなる時でも医療安全の管理マニュアル閲覧の要望があった時には開示すること。

医療に係る安全管理のための指針

以下の1から8項目は、医政発第0330010号、平成19年3月30日付けで通知された、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（新省令第1条の11第1項第1号）」により定める。9番目の項目は「高難度新規医療技術について厚生労働省が定める基準（厚生労働省告示246号）」に基づき定める。

1. 当院における安全管理に関する基本的考え方

私たち教職員は、全ての行為に対して常に適度な緊張感を持ち、危機管理意識を維持し、安全な医療サービスを提供できるよう努める。

2. 医療のための委員会およびその他の医療機関内の組織に関する基本的事項に係る安全管理

- 1) 医療に係る医療安全管理体制の確保及び推進を図るため、医療安全対策委員会を設置し、医療安全対策委員会の総括の下に、特定な事項を検討するため、各種のチームを置き、詳細な運用に関しては別に定める。

また、院内感染対策の体制の確保については、院内感染防止対策委員会と連携する。

- 2) 医療に係る安全管理を行う部門として、医療安全対策室を置き、医療安全に係る企画立案・評価・職員の安全管理に関する意識の向上等職種横断的に指導するため医療安全管理者を医療安全対策室に配置する。

3. 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全に係る研修を「医療安全・感染防止セミナー」と位置づけ全教職員に対して、以下の研修を実施する。

なお、新規採用、異動に対する研修は別途実施する。

- 1) 医療安全に関する事項
- 2) 感染防止対策に関する事項
- 3) 医薬品関連に関する事項
- 4) 医療機器関連に関する事項
- 5) その他重大な事象が発生した事項

4. 当院における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

インシデントやアクシデントが発生した場合は、速やかに規定の様式により、医療安全対策委員会事務局へレポートを提出する。提出されたレポートが診療録および看護記録に基づき記載されているかを所属長が検証する。

重要と思われるレポートについては、レポート検討チームで検証し、医療安全対策委員会に諮る。さらに、対策が必要な事象については、RCA（根本原因分析）或いは調査委員会で検証する。

5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

当該者の健康回復に全力を尽くすことを優先し、可及的速やかに上司に連絡し指導を仰ぎ、必要に応じて院内に緊急情報を発信し処置を行う十分な人員を確保する。

その後、当該者や家族に説明する際は、言い訳や憶測を避け、事故の事実関係をできるだけわかりやすく、正確に説明する。さらに、重要事象は、事故調査委員会を速やかに立ち上げ、事実関係をできるだけ正確にかつ時系列に整理する。

6. 医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針 (患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む)

医療安全対策マニュアルは、病院情報システム端末に掲載し、いつでも情報が取得できる環境を構築し公開する。

また、患者からの医療の安全管理及び安全対策についての質問等があれば積極的に情報を開示する。

7. 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者・家族からの相談に適切に応じる体制を確保するために、総合相談室に相談窓口を設置し、安全管理体制の確保について、関係部署に改善等の指導をする。

8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

各部署にリスクマネージャーを配置し、医療安全対策委員会で決定した医療安全に係る事項を所属員へ周知させる。

また、安全情報としてセイフティ・トピックスの発行並びに各種ガイドラインの策定を行い教職員に周知する。

9. 高難度新規医療技術

高難度新規医療技術とは、当院で実施したことのない医療技術であってその実施により患者の死亡その他の重大な影響が想定されるものをいう。当院で高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合、東海大学医学部付属病院に設置された高難度新規医療技術評価委員会の審査を受け、承認を得た上で、病院長が提供の適否を判断する。

導入する高難度新規医療技術に、学会等が定めた指針・ガイドライン等がある場合は、それらを参考にする。また、院外に当該技術に経験豊富な者がいる場合には、招聘しその指導の下に行うことが望ましい。実施に当たっては、必要な集中治療室等の設備の整備及び麻酔科医との連携の体制を確保する。